

第5章 下水道事業の実施計画



下水道マンホール蓋(汚水)

第5章 下水道事業の実施計画

5.1 事業スケジュールの策定

▶ 知立市下水道ビジョンの事業スケジュール <計画期間:平成22年度～平成31年度>

基本 目標	施策 目標	前期					後期					
		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	
I ・ 快適な暮らしの 実現	1.普及促進	①汚水整備の推進										
	2.良好な環境の維持・向上	② 汚水適正処理構想の見直し										
II ・ 安全で安心なまちづくり	3.地震対策	③水洗化の促進による公共用水域の水質保全										
		④管路施設の耐震化（前期：汚水、後期：雨水）										
		⑤マンホール設置の準備と整備										
		⑥減災マニュアルの策定（運用）										
	⑦災害対応支援システムの導入（保守）											
	⑧雨水ポンプ場の耐震化											
4.浸水対策	⑨ 特定都市下水道計画の策定（都市浸水想定区域図の作成）											
	⑩浸水対策事業（雨水整備）の推進											
III ・ 事業の継続性の確保	5.維持管理の効率化	⑪管路施設の調査・診断及び清掃・点検の実施										
	6.計画的な改築更新	⑫管路施設の長寿命化対策の推進										
		⑬雨水ポンプ場の長寿命化対策の推進										
	7.下水道経営の健全化	⑭収入の確保（有収率、収納率の向上）										
		⑮アセットマネジメント手法の導入										
民IV と の 地 域 携 住	8.住民サービスの向上	⑯広報活動の充実										
	9.住民参画への転換	⑰パブリックインボルブメントの推進					ビジョン修正	⑰パブリックインボルブメントの推進				

下水道ビジョンの
フォローアップ(5年後)

下水道ビジョンの
フォローアップ(10年後)

➤ 各施策に関わる計画策定予定表

項目	現時点	前期					後期						
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年		
下水道ビジョン (計画期間:10年間)	● 策定	→					● 修正	→					● 見直し
下水道地震対策緊急整備計画	下水道地震対策緊急整備事業 (H21～H25の5ヶ年間)					● 変更	下水道地震対策中期計画 (H26～H30の5ヶ年間)						
汚水適正処理構想見直し	→	● 策定	→										
下水道基本計画見直し	● 策定	→											
下水道事業計画認可(拡大)	→					● 変更	→					● 変更	
特定都市下水道計画(雨水)	● 策定	● 浸水想定区域図 流域水害対策計画(調整中)					● 浸水対策事業(総合的な浸水被害対策と連動して30年間で都市浸水を解消)						
下水道長寿命化計画	● 策定	下水道長寿命化対策事業 (H23～H27の5ヶ年間)					● 変更	下水道長寿命化対策事業 (継続)					
アセットマネジメント手法導入	→					● 策定	→						
下水道総合管理システム導入	→					● システム拡張 (震災情報・維持管理・受益者負担金)	● 固定資産管理システム導入 (固定資産の整理・評価)			● 会計システム導入準備 (企業会計移行準備)			

➤ 下水道ビジョンの進行管理

知立市下水道ビジョンは、平成22年度から平成31年度までの10年間における中期的な経営方針と、基本目標の達成のための具体的な施策を定めたものです。本ビジョンに掲げる事業の実施と目標の進行管理については、5年後の中間年次(平成26年度)にフォローアップとして検証を行い、この結果を基に修正を行い、その後の5年間の実施計画に反映させます。

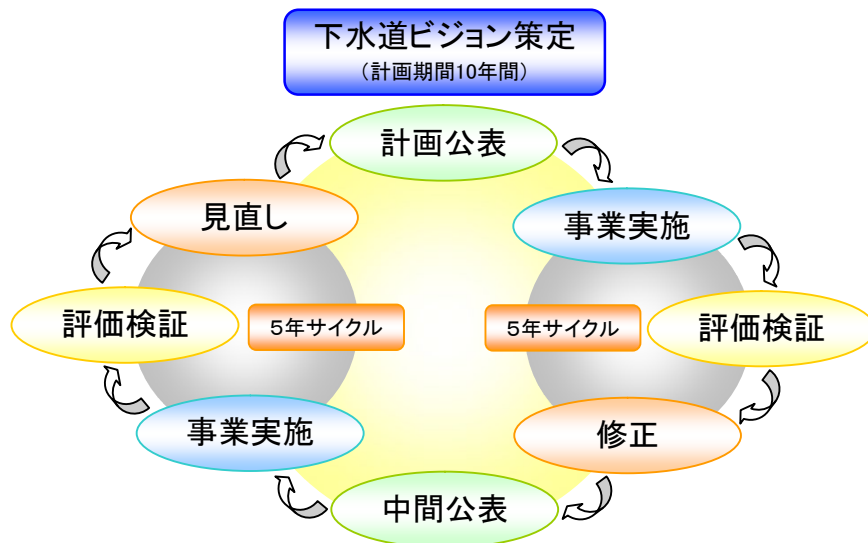


図5-1. ビジョン策定後の進行管理

5.2 中長期財政計画

▶ 適正な下水道財政計画確立のポイント

下水道は施設の建設に長い年月と多額の費用を必要とします。また、既存の下水道施設を適切に管理してこそ、下水道としての役割を果たすことができるといえます。そして、維持管理業務は下水道事業が続く限り継続していかなければなりません。下水道事業を適正に運営していくためには、管理体制の充実とともに、事業経営を安定させるための財政基盤の充実を図ることが不可欠です。下水道事業においては、計画段階からできる限り合理的な計画を立案し、事業に必要な経費を自らの収入によってまかなう努力が必要です。

<下水道事業の財源>

(1)建設費の財源

下水道法に基づき下水道事業を実施する場合には、同法第34条の規定により、国は予算の範囲内において、下水道施設の設置又は改築、もしくは災害の復旧に要する費用の一部を、地方公共団体に対して補助するとあります。

表5-1. 下水道事業の財源（現況制度によるもの）

種類	建設費	下水道管理費
公共下水道	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助金 地方費 <ul style="list-style-type: none"> 一般市費 地方債(公営企業債) 県費(補助金) 受益者負担金 	<ul style="list-style-type: none"> 使用料 一般市費

下水道施設の総事業費は、国庫補助対象事業費と地方単独事業費との2つに区分されます。この国庫補助対象となる事業(施設)の具体的な範囲は、主に管渠については、管渠の口径とその管渠が受け持つ下水排除量を基準として定められています。

補助の対象となる事業費(補助対象事業費)のうち国庫補助金が充当される割合のことを補助率といいます。下水道事業に対する国庫補助率は、管渠等の場合は1/2となっています。

地方単独事業費については、一定の割合で地方債の起債(借入金)が認められています。これに加えて愛知県では、整備を促進するため市町村に対して建設費等の一部を補助しています。また、流域下水道の建設費の一部と維持管理に要する経費は、関係市町から負担金で賄っています。

なお、都市計画法の規定に基づいて受益者負担金制度を条例により定めており、事業に要する費用の一部を利用者に負担して頂いています。

表5-2. 下水道事業の国庫補助率と地方債充当率(平成21年度現在)

区分		国庫補助金	地方負担	左のうち地方債
公共 下水道	管渠等	補助	1/2	10/10(但し、受益者負担金は控除財源)
		単独	—	10/10(但し、受益者負担金は控除財源)

なお、平成22年度からは現況制度の補助金は原則廃止され「社会資本整備総合交付金」が創設されます。継続事業については、交付金事業への移行に伴う経過措置が講じられる方針です。

(2)維持管理費の財源

下水道事業の維持管理運営に必要な経費としては、維持管理費と起債元利償還費があり、これらの費用に対する財源は使用料収入と一般会計からの繰入金によって賄われています。

公共下水道施設の維持管理は、汚水に係るものと、雨水に係るものとに大別されます。また、下水道使用料の対象となるものは、「汚水私費、雨水公費の原則」に基づき、汚水処理経費と建設費の起債償還費の一部が対象となります。

➤ 財政計画

下水道事業の運営では、安全・安心な生活環境が維持できるように、良質なサービスを提供し、安定した経営を行うことが重要です。

しかしながら、今後も普及促進の継続に伴い、その建設費に伴う市費と起債償還費が増加することは避けられず、また、浸水対策や基幹施設の耐震化、老朽管の更新等の施設整備も必要となり、今以上に財政を圧迫することが考えられます。このような状況の中では、経営の効率化を図り、限られた財源でより効率的に各事業を実施していく必要があります。

このため、財政計画において中長期的な財政シミュレーションを行い、優先度や効率性も考慮しながら事業を推進していきます。

なお、中長期的な財政シミュレーションは、別途に策定する「下水道アクションプログラム」(行動計画)において検討を行います。

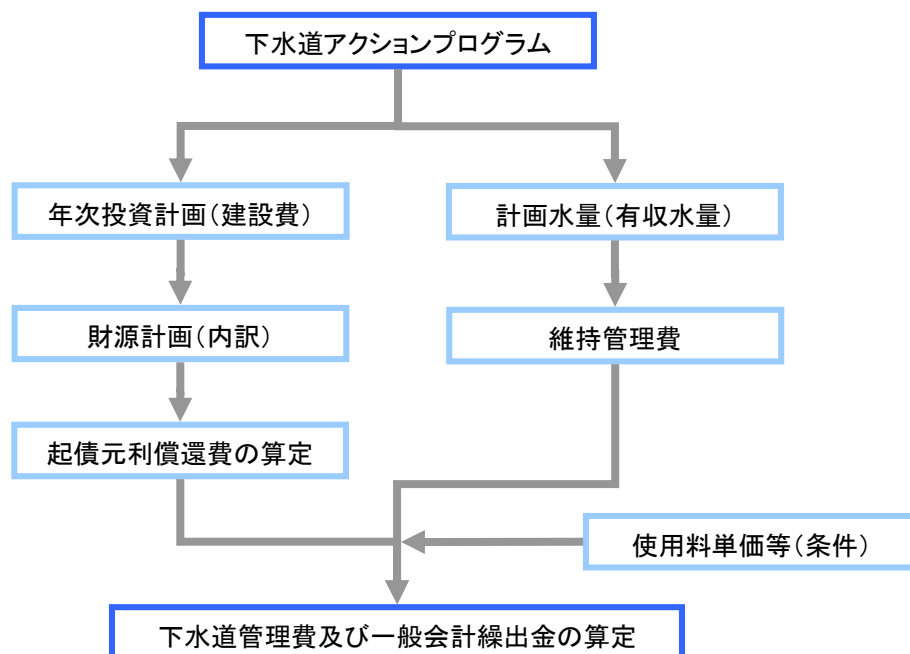


図5-2. 財政シミュレーションの検討フロー

知立市下水道ビジョン

<2010～2019>

～安心して快適に暮らせるまちづくりをささえる下水道～

平成 22 年 3 月発行

発行：知立市上下水道部

編集：知立市上下水道部下水道課

〒472-8666 知立市広見 3 丁目 1 番地

TEL 0566-83-1111

FAX 0566-83-1264

URL <http://www.city.chiryu.aichi.jp/>
